

小中学校等修学旅行交付金

小中学校等の修学旅行費に対し、本町に居住する保護者を対象に小学校第6学年1万円、中学校第3学年2万円を交付します。

要保護・準要保護就学援助、特別支援教育就学援助対象者は、当該制度より援助がありますので本交付金の対象とはなりません。

町内の小中学校に通学する児童生徒については、学校において手続きを行います。

特別支援学校小・中学部等に通学している児童生徒については、保護者が教育委員会で手続きを行う必要があります。修学旅行出発日の20日前までに手続きしてください。

詳しくは、教育委員会教育課学校教育係(579)5801へお問合せください。

修学旅行 楽しみ♪



高等学校等就学助成金

高等学校・特別支援学校高等部等に就学している生徒の保護者に対し、月額5千円の助成金を交付します。

中学校等を卒業または修了後、引き続き3年間を限度に、対象の生徒が下宿等で本町に住まなくても保護者が居住していれば助成対象となります。

また、定時制や通信制の学校でも助成対象となります。

豊頃中学校の卒業生等、教育委員会で把握している保護者へは、4月中に申請書用紙を送付いたしますが、転入等で申請書用紙が届かない方については、教育委員会へお知らせください。

詳しくは、町教育委員会教育課学校教育係(579)5801問合せください。

高校生活を 楽しもうね!



家族介護用品支給申請受付

在宅介護にかかわる費用負担の軽減を目的として、「家族介護用品支給事業」を実施します。

該当する方で、支給を希望する場合は、次により申請してください。

①介護保険の要介護認定(4または5)を受けている在宅高齢者を介護している町民税非課税世帯の家族

②介護用品▽紙おむつ、尿取りパッド、対介介護用品▽紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなどで、在宅介護に必要な用品に限り、

支給方法▽年額7万5000円を限度として「家族介護用品券」を交付します

ので、券を介護用品取扱店に持参することにより、券に記載された金額分の介護用品の支給を受けることができます。

介護用品取扱店▽新学堂薬房(茂岩本町)▽フアッションプラザやまぐち(茂岩本町)▽有)坂口商店(茂岩本町)

▽とよこ調剤薬局(茂岩栄町)

申請者で支給を希望する方は、役場福祉課介護係係(574)2214へ申請してください。

生活・環境

春の全国交通安全運動

4月6日(土)から15日(月)まで

春は新入学生や新社会人はもちろん

ん、皆が期待に胸を膨らませて新生活をスタートさせる季節です。しかし、穏やかな気候のために気が緩む春は、交通事故への警戒心も薄れがちで、高齢者や子どもたちの交通事故が増えていきます。

高齢者、子どもを見たら 注意モード運転!

新生活を充実したものにするためにも「安全第一」、なかでもっとも身近な「交通安全」の大切さについて、家族皆でしっかり確認し「交通安全」を心がけましょう。

問役場住民課住民環境係(574)2213

人権相談・行政相談

4月11日(木) 13時30分~16時 所役場1階会議室

一人権相談

基本的な人権が脅かされた場合、救済などの相談にご利用ください。

相談員▽内山 寛氏▽鳥宮慶法氏▽河原葉子氏

行政相談

役所の仕事について納得できないこと、ご意見ご要望などがあれば、お気軽にお立ち寄りください。

相談員▽石邑良雄氏

備考▽行政相談は釧路行政評価分室でも相談を受けています。『行政苦情110番』 ☎0570-090110

問役場住民課住民環境係(574)2213

運転免許更新時講習

4月18日(木)

▽優良13時15分~▽違反14時15分

※受付は30分前から行います。

所える夢館2階視聴覚室

対公安委員会から送付された切替通知書により、池田警察署で切替手続きを終了された方

詳細▽豊頃町で行われる講習月は偶数月▽種別は「優良」(13時15分)、「違反」(14時15分)のみ▽「一般」または「初回」を受講される方は、池田会場等で受講してください。▽次回の講習予定は6月6日(木)です。

参考~町外実施会場

Table with columns: 会場, 日時, 池田会場, 浦幌会場

注) 十勝池田警察署管内

消費生活相談

架空請求や悪質な訪問販売、様々な立場を利用した振り込み詐欺などの相談にご利用ください。

畜犬取締り・野犬掃とうの実施

時間が経つと不利になることもありますので、「おかしいぞ?」と思ったら、ためらわずにご連絡ください。

4月30日(火) 11時~15時30分

所役場1階会議室

相談員▽上村正子氏(帯広市在住)

問役場住民課住民環境係(574)2213

畜犬登録および狂犬病予防注射を行います

平成25年度畜犬登録・狂犬病予防注射を次の日程で実施しますので、畜犬飼育者(生後91日以上)の犬の飼育者は、最寄りの実施場所必ず受けてください。なお、農村地区の登録済飼育者については「巡回個別日程表」を送付します。

畜犬登録・狂犬病予防注射の日程

Table with columns: 日時, 会場, 5月14日(火), 5月15日(水), 5月16日(木), 5月17日(金)

十勝農業共済組合東部事業所

期間▽5月14日(火) 8時30分~9時30分

※必ず電話確認(5742421)してください

【料金(1頭につき)】

▽登録済の犬 注射料3040円

▽未登録の犬 注射料3040円、登録料3000円

【注意】

①この登録と予防注射は、狂犬病予防法に基づき実施されています。受けられない飼育者は法律により処罰されることがありますので、必ず受けてください。

②登録は犬の生涯で1度ですが、登録事項変更(死亡・不明・所有者住所の変更等)が生じたときは、速やかに役場住民課へ届け出てください。

問役場住民課住民環境係(574)2213



休日救急診療当番医について

当番医制度は、あくまでも「急病患者さん」のためのものです。いわゆる「夜間診療所」という意味での当番医制度ではありません。

～急病についての問合せ先～

◆発熱や腹痛などの初期救急が必要などとき、受診できる医療機関をお知らせします。

【帯広市急病テレホンセンター】

☎ 0155-26-1099 (フリーダイヤル)

▽年中無休・24時間対応

【北海道救急医療情報案内センター】

☎ 0120-20-8699 (フリーダイヤル)

☎ 011-221-8699 (携帯電話/PHS)

HP http://www.qq.pref.hokkaido.jp/

▽年中無休・24時間対応

問 豊頃消防署 ☎ (574) 2310

豊頃医院・歯科診療所 『休診日のお知らせ』

●日曜祝日、土曜日(第2・第4)は、休診日です。4月は13日、27日が休診日です。

☆夜間診療日のお知らせ☆

●豊頃医院：毎週火曜日 ※17:00～19:00(18:30受付終了)
●歯科診療所：毎週水曜日 ※事前予約が必要になります。

■お誕生 (2月20日～3月19日届出分)

Table with 5 columns: Name, Gender, Parent, Residence. Includes entries for 太田日菜, 大内田綾佳, 大内田奈緒.

■おくやみ (2月20日～3月19日届出分)

Table with 5 columns: Name, Age, Death Date, Residence. Includes entries for 池端千代, 井村ヒデ, 豊吉健司, 原田秀雄, 藤井安邑.

■寄附

Table with 4 columns: Location, Donor Name, Amount, Purpose. Includes entries for 茂岩末広町, 二宮, 社会福祉協議会寄附分, 礼文内, 第8回豊寿大学・生涯教室実行委員会.

有害鳥獣の駆除をします

猟友会の協力により有害鳥獣の駆除を実施しますので、有害鳥獣による被害でお困りの方はご連絡ください。

【シカ】

駆除期間▽4月1日(月)～5月31日(金)

【キツネ】

駆除期間▽4月1日(月)～5月31日(金)

【カラス・ドバト】

駆除期間▽4月1日(月)～5月31日(金)

【銃器】

駆除期間▽4月1日(月)～5月31日(金)

※駆除区域は銃猟禁止区域を除く。
※駆除実施に際し、やむをえず農地等個人の所有地に猟友会の駆除車両が

その他

住宅用火災警報器の購入に助成します

消防法の改正により、住宅の寝室等への火災警報装置の設置が義務付けられました。

町では、町民税非課税で65歳以上のひとり暮らしの方に、住宅用火災警報器の購入費の一部(購入金額の2分の1、限度額3000円とする)を助成します。

平成25年度世帯主名簿を作成します

町内行政区区長事務費算定のため、世帯主名簿(平成25年4月1日現在)を作成しますので、区長文書で回覧される世帯主名簿への世帯主名および世帯人数の記入にご協力ください。

生活環境を守ろう! ほ場における農作物残さ等の処理

野焼きを行っていた農業者が焼死するという事故が過去発生しています。地域の生活環境を守るため、ほ場の適正な管理をお願いします。

野焼き行為は原則禁止されています。

役場だより

古くなった消火器を回収します

北海道消防設備協会帯広支店の主催により、ご家庭や事務所に備え付けの古くなった消火器を回収処分します。

大切な森林を火災から守ろう

4月25日～5月25日まで無煙期間
昨年、道内で16件発生し、約8ヘクタールの森林が焼失しています。

林野火災予防のために、4月25日か

役場だより

「山に入るときの注意!」

山菜採り、ハイキング、魚釣り等のため入林するときは、管理者(道有林は十勝森づくりセンター、町有林は役場産業課、民有林は森林所有者)の許可を受けてから入林してください。

「ヒグマに注意!」

近年、本町でもヒグマが多数発見されており、特にこの時期は冬眠から覚めたヒグマが活動を始めるため、山菜採りなどで入林した際に遭遇する可能性が高くなりますので、十分にご注意ください。